

第112回 定時株主総会 招集ご通知

2020年1月1日から2020年12月31日まで

開催
日時

2021年3月30日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 取締役に対する業績連動型
株式報酬制度の一部改訂の件

新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、株主様の安全を第一に考え、当日の出席に代えて、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

例年どおり株主総会での株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコードを読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2021年3月29日（月曜日）
午後5時20分まで

目次

第112回定時株主総会招集ご通知……	1
株主総会参考書類……	6
（添付書類）	
事業報告……	19
連結計算書類……	43
計算書類……	47
監査報告書……	51

片倉工業株式会社

証券コード：3001

証券コード 3001
2021年3月8日

株 主 各 位

東京都中央区明石町6番4号

片倉工業株式会社

代表取締役社長 上 甲 亮 祐

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる政府や都道府県等の対応状況を踏まえ慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、4頁から5頁のご案内をご参照のうえ、**2021年3月29日（月曜日）午後5時20分**までに議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2021年3月30日（火曜日）午前10時
（午前9時から受付開始）
- 2. 場 所** 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第112期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第112期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改訂の件

4. 招集にあたっての決定事項

4頁の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、株主総会参考書類を、英訳にて当社ウェブサイト (<https://www.katakura.co.jp/>) に掲載いたしますので、そちらも併せてご参照ください。
 - ◎ 添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.katakura.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。
- なお、監査報告書を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイト (<https://www.katakura.co.jp/>) に掲載する「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.katakura.co.jp/>) に掲載させていただきます。

**株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

<新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について>

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下の対応を取らせていただきますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応

- ・出席役員及び株主総会運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・株主総会の議事は、円滑な進行となるよう努めてまいります。

2. 株主様へのお願い

- ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。**
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日までの国内の感染状況やご自身の体調に十分にご留意いただき、ご来場を見合わせていただくことも慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、会場設置の消毒液の使用とマスクの着用にご協力ください。
- ・受付にて体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられる株主様には、ご出席をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・会場内の株主様の座席につきましては、間隔をあけて配置させていただきますため、例年よりも座席数を大幅に減らしております。ご来場いただいてもご入場いただけない可能性がございますので、予めご了承ください。

なお、今後の感染拡大の状況や政府等の発表内容により、株主総会への対応内容を更新する場合がございます。当社ウェブサイト (<https://www.katakura.co.jp/>) よりご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

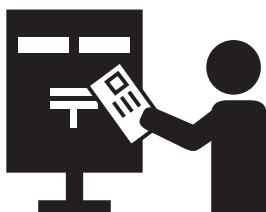
株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として第112回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

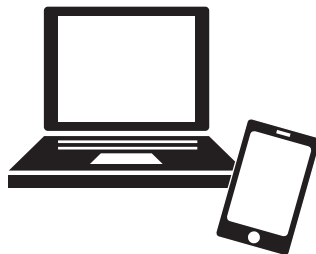
株主総会開催日時 2021年3月30日（火曜日）午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2021年3月29日（月曜日）午後5時20分



インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使の場合は、次頁をご確認いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2021年3月29日（月曜日）午後5時20分

インターネットによる議決権行使のご案内

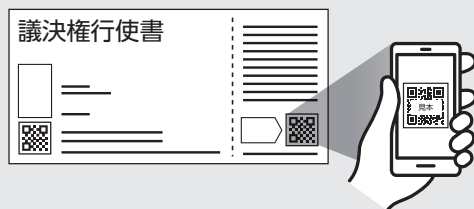


QRコードを読み取る
「スマート行使」による方法

議決権行使が簡単に！ 「スマート行使」対応

議決権行使コード (ID) 及びパスワード
のご入力不要です。

議決権行使書イメージ (表)



同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取り、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」で一度議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、右記の議決権行使コード (ID)・パスワード入力による方法にて変更ください。



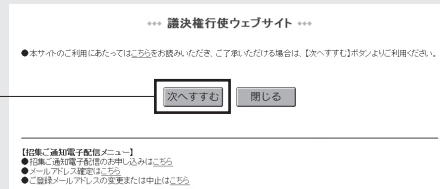
議決権行使コード (ID) ・
パスワード入力による方法

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(上記URL) にアクセス

「次へすすむ」

をクリック



2. ログインする

同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード (ID) 及びパスワードをご入力ください。

パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご利用時の注意事項について

- 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- 議決権行使コード (ID) 及びパスワード (株主様に変更されたものを含みます) は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 議決権行使コード (ID) 及びパスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行(株) 証券代行部** (下記) までお問い合わせください。

「スマート行使」 「議決権行使ウェブサイト」
の操作方法等に関する専用お問い合わせ先



0120-768-524

(平日9:00~21:00)

※ 「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま (常任代理人様を含みます。) につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する方針は、株主の皆様への安定配当の実施を基本とし、当期の業績や今後の事業展開、内部留保の水準及び配当性向等を総合的に勘案のうえ決定しております。第112期の期末配当につきましては、当該方針に基づき、次のとおり前期に比べ2円増配し、1株につき16円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、547,154,752円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	出席回数／取締役会
1 再任	さの きみや 佐野 公哉	取締役会長	13回／13回
2 再任	じょうこう りょうすけ 上甲 亮祐	代表取締役社長	13回／13回
3 再任	ふるた よしお 古田 良夫	常務取締役 機械関連事業部門担当	13回／13回
4 再任	みずさわ けんいち 水澤 健一	取締役執行役員経営企画部長兼 法務・コンプライアンス室長 繊維事業部門、管理部門（経営企画部、 経理部、法務コンプライアンス室）担当	11回／11回
5 再任 社外 独立役員	おおむろ こういち 大室 康一	社外取締役	13回／13回
6 再任 社外 独立役員	くわはら みちお 桑原 道夫	社外取締役	11回／11回
7 新任 社外 独立役員	かい せいや 甲斐 靖也	—	—

(注) 水澤健一氏及び桑原道夫氏の取締役会出席回数は、2020年3月27日開催の第111回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号 **1** ^{さの きみや} **佐野 公哉** 1955年3月8日生

再任

■ 所有する当社株式の数：21,300株 ■ 取締役在任年数：8年 ■ 取締役会への出席状況：13回/13回

略歴、当社における地位及び担当

1977年 4月	当社入社	2011年 2月	当社執行役員経理部長
2008年 1月	当社総務部長	2013年 3月	当社常務取締役
2010年 1月	当社小売事業部長	2015年 3月	当社代表取締役社長
2010年 3月	当社執行役員小売事業部長	2019年 3月	当社代表取締役会長
		2020年 3月	当社取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

佐野公哉氏は、2015年3月から代表取締役としてグループ運営体制の強化や構造改革の実施等、経営改革を推進し、経営者としての豊富な経験と見識を有しております。また、2020年3月からは取締役会長として、経営に関する高い見識と監督能力を活かすことにより、当社グループを牽引しております。今後も当社の企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **2** ^{じょうこう りょうすけ} **上甲 亮祐** 1961年8月6日生

再任

■ 所有する当社株式の数：2,100株 ■ 取締役在任年数：3年 ■ 取締役会への出席状況：13回/13回

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月	株式会社富士銀行入行	2017年 4月	同行理事
2010年 4月	株式会社みずほ銀行大阪支店長	2017年 5月	当社常勤顧問
2012年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員秘書室長	2018年 3月	当社専務取締役
2014年 4月	株式会社みずほ銀行 常務執行役員営業担当役員	2019年 3月	当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

上甲亮祐氏は、2019年3月から代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの経営上の最優先課題であった構造改革に取り組み、高収益体質への転換を図るとともに、働き方改革や人材育成を推進してまいりました。経営者としての豊富な経験と見識を経営に活かすことにより、今後も当社の企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

ふるた よしお
古田 良夫

1957年5月24日生

再任

■ 所有する当社株式の数：5,200株 ■ 取締役在任年数：6年 ■ 取締役会への出席状況：13回／13回

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月	当社入社	2015年 3月	当社常務取締役 機械関連事業部門、 ライフソリューション事業部門担当
2010年 5月	当社機械電子事業部長	2019年 6月	日本機械工業株式会社代表取締役社長（現任）
2013年 3月	当社執行役員機械電子事業部長	2020年 3月	当社常務取締役 機械関連事業部門担当（現任）
2014年 3月	当社常務執行役員機械電子事業部長		

重要な兼職の状況

日本機械工業株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

古田良夫氏は、2015年3月の取締役就任以降、機械関連事業部門の担当及び子会社の代表者として当社グループの経営を担っており、豊富な職務経験や知見を有している為、当社の企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号

4

みずさわ けんいち
水澤 健一

1970年7月22日生

再任

■ 所有する当社株式の数：1,100株 ■ 取締役在任年数：1年 ■ 取締役会への出席状況：11回／11回

略歴、当社における地位及び担当

1994年 4月	当社入社	2020年 3月	当社取締役執行役員企画部長 繊維事業部門、管理部門（企画部、経理部、 法務コンプライアンス室）担当
2012年 4月	当社企画部グループ事業室長	2020年 4月	当社取締役執行役員経営企画部長 繊維事業部門、管理部門（経営企画部、 経理部、法務コンプライアンス室）担当
2013年 7月	当社経理部経理課長	2021年 2月	当社取締役執行役員経営企画部長兼 法務・コンプライアンス室長 繊維事業部門、管理部門（経営企画部、 経理部、法務コンプライアンス室）担当（現任）
2015年 10月	当社企画部長		
2019年 3月	当社執行役員企画部長		
2019年 12月	当社執行役員企画部長 兼ライフソリューション事業部長		

取締役候補者とした理由

水澤健一氏は、経理部門及び企画部門の要職を経て2020年3月から取締役に就任し、繊維事業部門及び管理部門の担当として経営を担っております。当社グループの事業経営に精通し、豊富な経験や知見を有している為、当社の企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号 **5** おおむろ こういち
大室 康一 1945年2月6日生

再任 **社外** **独立役員**

■ 所有する当社株式の数：4,300株 ■ 取締役在任年数：2年 ■ 取締役会への出席状況：13回/13回

略歴、当社における地位及び担当

1968年 4月	三井不動産株式会社入社	2018年 2月	当社特別顧問
1997年 6月	同社取締役	2019年 3月	当社社外取締役（現任）
2005年 4月	同社代表取締役副社長 副社長執行役員	2020年 2月	学校法人芝浦工業大学専務理事（現任）
2011年 6月	同社特別顧問		
2015年 10月	学校法人芝浦工業大学常勤監事		
2016年 5月	アークランドサカモト株式会社社外取締役（現任）		

重要な兼職の状況

学校法人芝浦工業大学専務理事
 アークランドサカモト株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

大室康一氏は、事業会社の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識により、大局的な視点から経営全般の方向性や成長事業である不動産事業推進のための実践的な助言をしております。また、指名・報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献していることから、業務執行を監督する社外取締役として適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号 **6** くわはら みちお
桑原 道夫 1948年10月24日生

再任 **社外** **独立役員**

■ 所有する当社株式の数：0株 ■ 取締役在任年数：1年 ■ 取締役会への出席状況：11回/11回

略歴、当社における地位及び担当

1972年 4月	丸紅株式会社入社	2016年 7月	東芝テック株式会社社外取締役（現任）
2006年 4月	同社取締役専務執行役員、丸紅米国会社社長 CEO	2017年 2月	同社指名・報酬諮問委員会委員長（現任）
2008年 6月	同社代表取締役副社長執行役員	2020年 3月	当社社外取締役（現任）
2010年 5月	株式会社ダイエー代表取締役社長		
2016年 4月	国立大学法人東京外国語大学監事（現任）		

重要な兼職の状況

国立大学法人東京外国語大学監事
 東芝テック株式会社社外取締役（指名・報酬諮問委員会委員長）

社外取締役候補者とした理由

桑原道夫氏は、総合商社並びに事業会社の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。特に当社の商業施設の運営強化を推進するにあたり、親和性が高い業種における豊富な経験を踏まえ、取締役会等において積極的に発言をしております。また、指名・報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献していることから、業務執行を監督する社外取締役として適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

■ 所有する当社株式の数：0株

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	農林中央金庫入庫	2010年 6月	同金庫本店休職出向
2007年 7月	同金庫開発投資部副部長		農林中金全共連アセットマネジメント株式会社企画部長
2008年 7月	同金庫業務監査部副部長兼主任業務監査役	2012年 4月	同金庫外為業務管理部長
		2013年 6月	農中信託銀行株式会社常務取締役（現任）

重要な兼職の状況

農中信託銀行株式会社常務取締役

社外取締役候補者とした理由

甲斐靖也氏は、金融機関での豊富な職務経験及び関連会社の経営者としての幅広い見識を有しております。業務執行を監督する社外取締役として適切な人材であり、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大室康一、桑原道夫及び甲斐靖也の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者との責任限定契約について
- (1) 当社は、現行定款第27条第2項において、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。
- (2) 大室康一及び桑原道夫の両氏が再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、甲斐靖也氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- (3) その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 本契約締結後、取締役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める「最低責任限度額」を限度として損害賠償責任を負うものとする。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である当社の役員等に対する株主代表訴訟等による損害賠償請求がなされた場合に、役員等が負担する損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当該役員等賠償責任保険契約にかかる保険料の全額を当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、大室康一及び桑原道夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、甲斐靖也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改訂の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年3月29日開催の第109回定時株主総会において取締役（非業務執行取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っております。

今般、2021年3月1日付で会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が施行されたことに伴い、本制度の一部を改訂すること、具体的には、本議案にて取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を設定することその他所要の変更を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、会社法の改正に対応することを直接的な目的とするものでありますが、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるといふ本制度導入当初の目的に加え、今後、当社の役員報酬全体における業績連動型株式報酬の割合を高めること等を含む当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）にも沿う内容であることに鑑み、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2020年3月27日開催の第111回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額230百万円以内（うち社外取締役分として年額50百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。））とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（非業務執行取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2018年6月から本信託が終了するまでとします（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規定の廃止等により終了します。）。

(4) 取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、80,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、ご参考として、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（80,000株）に2021年2月12日の終値1,418円を乗じた場合、約113百万円となります。

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（80,000株）の発行済株式総数（2021年2月12日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.2%です。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（１を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（５）信託金額

当社は、2018年12月末日で終了した事業年度から2020年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。

また、本議案のご承認の後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（６）本信託による当社株式の取得

本信託は、上記（５）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により、当社株式を取得することとし、新株発行は行いません。

（７）当社株式等の給付及び報酬額等の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（４）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

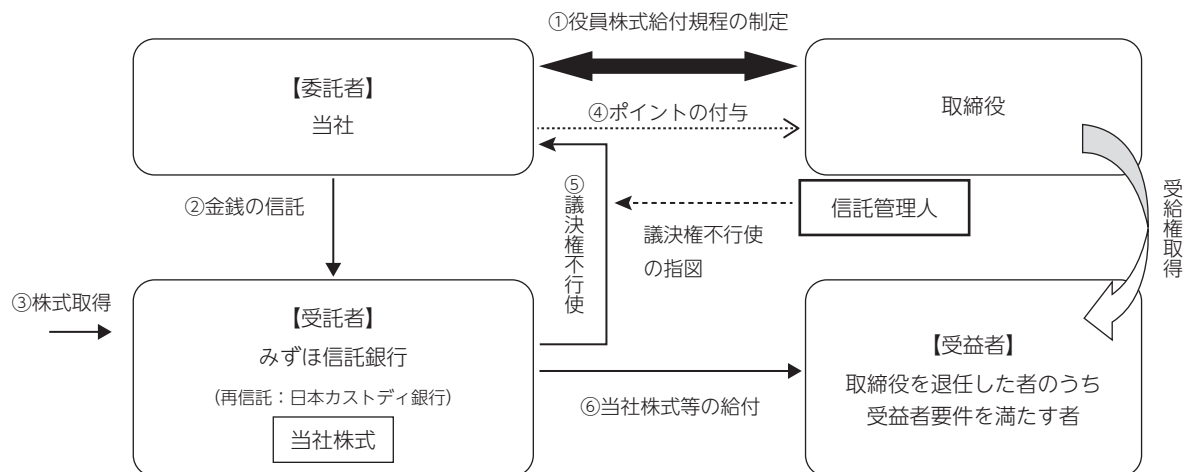
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式（上記（7）の記載に従って取締役に給付される株式を除く。）については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

<ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要>

1. 基本方針

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上と持続的成長に繋げるべく、役員の報酬制度を構築する。役員報酬制度の決定方針、役員報酬等に関する株主総会への付議内容や社内規程の制定・改正については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会決議により決定することで客観性及び透明性を確保する。

2. 取締役の報酬体系・構成

取締役の報酬は、その役割を踏まえ、金銭による固定報酬（月額報酬）及び信託型株式報酬をもって構成するものとする。

非業務執行取締役の報酬は、その役割を踏まえ、金銭による固定報酬（月額報酬）のみとする。

3. 固定報酬（月額報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（非業務執行取締役を含む。）に対する固定報酬（月額報酬）は、役職ごとの職責に応じて定められた基準に基づき、個人別の額を決定するものとし、月次の報酬として支給する。

4. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容の決定に関する方針

業績連動報酬等である信託型株式報酬に係る業績指標については、その時々において経営管理上重視する指標を基礎に、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえて選択するものとする。

5. 信託型株式報酬の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役に対する業績連動報酬等かつ非金銭報酬等である信託型株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として、信託（以下「本信託」という。）を通じ、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により当社株式を予め取得し、取締役に対し、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）を給付することをもってその内容とする。取締役に対する当社株式等の給付は、原則として取締役の退任時に行う。

取締役に給付する当社株式等の数又は額については、退任時まで各取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとする。）を乗じることにより算定する。

上記ポイントは、各取締役に對し、原則として各事業年度終了後に、役位、業績指標に基づく定量評価及び定性評価を勘案の上、付与するものとする。

6. 固定報酬（月額報酬）又は信託型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、固定報酬に対する信託型株式報酬といった業績連動報酬等の割合（注）が、中長期的に健全なインセンティブとして機能するよう、指名・報酬諮問委員会で審議の上、決定する。

非業務執行取締役の報酬は、上述のとおり、金銭による固定報酬（月額報酬）のみとする。
（注）今後、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、業績連動報酬等の割合を高める方針である。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役（非業務執行取締役を含む。）の報酬等のうち、金銭による固定報酬（月額報酬）の各事業年度総額は、株主総会において承認を得た範囲内において取締役会の決議により決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議により代表取締役社長にその具体的な決定を委任する。代表取締役社長に委任する権限は、上記取締役会において決議された総額の範囲内における個人別の固定報酬（月額報酬）の額の決定及び株主総会において承認を得た範囲内における信託型株式報酬に係る付与ポイント数の決定とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役の報酬等に係る社内規程を定めるほか、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際しては、予め、指名・報酬諮問委員会での審議を行い、当該審議の内容を最大限尊重することを上記委任の条件とする。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下「当期」）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を背景に厳しい経済環境へと急速に転じました。緊急事態宣言の解除後も経済活動の回復に向けた動きは鈍く、11月には新型コロナウイルス感染症の感染再拡大がみられるなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような厳しい環境ではあるものの、当社グループは、構造改革後も継続して収益基盤の強化や採算性の改善に取り組み、中長期的な企業価値の向上に努めてまいりました。

不動産事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、商業施設の臨時休業や営業時間の短縮を実施したため、賃料収入の減少を余儀なくされました。一方で、社有地開発や構造改革により新たに利用が可能となった不動産を含め、資産の効率的な活用を図るなど、グループ全体の不動産ポートフォリオの再構築に取り組みでまいりました。

医薬品事業では、ジェネリック製品のラインナップ拡充、販売・研究にかかるコスト構造の見直しにより収益基盤の確立に努め、機械関連事業の消防自動車事業では、採算性を重視した営業体制の構築や生産性の向上に継続して取り組んでまいりました。

繊維事業の実用衣料では、当社衣料品事業部門を大幅縮小のうえ一部事業を連結子会社へ譲渡し、国内物流拠点を統合いたしました。なお、機械関連事業の自動車部品、工業用バルブ、工業用洗浄機等の設計・製造・販売の事業については、コロナ禍の想定を超える受注減により、安定した収益構造への転換が困難であると判断し撤退することといたしました。

この結果、当期の売上高は、不動産事業において新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりショッピングセンターで臨時休業や営業時間短縮を行ったこと、機械関連事業において消防自動車事業で減収となったこと、繊維事業において当社衣料品事業部門を縮小したこと等により、396億39百万円（前期比10.0%減）となりました。

営業利益は、不動産事業で減収により減益となったものの、構造改革により不採算事業

からの撤退と採算性向上を進めたこと、当社管理部門の労務費が減少したこと等により、35億95百万円（前期比40.0%増）、経常利益は45億44百万円（前期比32.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は28億71百万円（前期比65.7%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

企業集団の事業別売上高

事業区分	前 期		当 期		前 期 比 増 減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
不 動 産 事 業	10,731	24.4	9,827	24.8	△904	△8.4
医 薬 品 事 業	14,191	32.2	13,729	34.6	△462	△3.3
機 械 関 連 事 業	9,481	21.5	8,069	20.4	△1,412	△14.9
織 維 事 業	7,839	17.8	6,353	16.0	△1,485	△19.0
そ の 他	1,799	4.1	1,659	4.2	△139	△7.8
合 計	44,043	100.0	39,639	100.0	△4,404	△10.0

(不動産事業)

不動産事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ショッピングセンターで臨時休業や営業時間を短縮したこと等により減収となりました。

この結果、不動産事業の売上高は98億27百万円（前期比8.4%減）、営業利益は36億91百万円（同10.0%減）となりました。

(医薬品事業)

医薬品事業は、2020年4月から尿酸排泄薬「ユリノーム錠」を販売開始したこと、2020年6月から高脂血症治療剤「エゼチミブ錠」を販売開始したことによる売上増加があったものの、2020年4月の薬価改定の影響により、売上高は137億29百万円（前期比3.3%減）となりました。

営業利益は新型コロナウイルス感染症の影響による営業活動の制約に伴う販売費の減少により5億79百万円（同5.0%増）となりました。

(機械関連事業)

機械関連事業は、消防自動車事業で、前期のODA向け車両及び電力会社向け車両の受注が剥落し、売上高は80億69百万円（前期比14.9%減）となりました。

営業利益は消防自動車事業の原価低減の取り組みが奏功し93百万円（前期は2億34百万円の損失）となりました。

(繊維事業)

繊維事業は、実用衣料を縮小したこと、水溶性繊維等の機能性繊維が低迷したことにより、売上高は63億53百万円（前期比19.0%減）となりました。

営業利益は実用衣料での商品構成・販路見直しや労務費・販管費等の減少による採算性向上により2億74百万円（前期は1億23百万円の損失）となりました。

(その他)

その他の区分は、ビル管理サービス、訪花昆虫の販売等により構成されております。

ビル管理サービスが好調に推移したものの、介護福祉機器事業、はなびらたけ・高機能野菜の生産・販売事業から撤退した影響により、その他の売上高は16億59百万円（前期比7.8%減）、営業利益は不採算事業からの撤退により1億3百万円（前期は58百万円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当期中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は15億27百万円であります。

イ. 当期中に完成した主要設備

該当事項はありません。

ロ. 当期において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当期中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 109 期 (2017年12月期)	第 110 期 (2018年12月期)	第 111 期 (2019年12月期)	第 112 期 (当 期) (2020年12月期)
売 上 高 (百万円)	46,185	44,308	44,043	39,639
営 業 利 益 (百万円)	1,901	1,531	2,569	3,595
経 常 利 益 (百万円)	2,660	2,456	3,430	4,544
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,224	1,283	1,732	2,871
1 株当たり当期純利益 (円)	34.83	36.56	49.42	82.71
総 資 産 (百万円)	144,573	138,288	140,993	134,384
純 資 産 (百万円)	80,899	77,718	84,601	81,843
1 株当たり純資産額 (円)	1,644.81	1,560.09	1,709.91	1,686.50

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第110期より「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第111期の期首から適用しており、第110期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 109 期 (2017年12月期)	第 110 期 (2018年12月期)	第 111 期 (2019年12月期)	第 112 期 (当 期) (2020年12月期)
売 上 高 (百万円)	16,960	16,410	15,403	12,418
営 業 利 益 (百万円)	1,087	1,408	1,854	2,453
経 常 利 益 (百万円)	1,353	1,512	2,289	3,373
当 期 純 利 益 (百万円)	805	974	1,781	2,354
1 株当たり当期純利益 (円)	22.92	27.78	50.81	67.82
総 資 産 (百万円)	75,002	68,567	67,384	66,083
純 資 産 (百万円)	24,939	22,238	25,098	23,841
1 株当たり純資産額 (円)	709.49	634.39	715.92	699.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第110期より「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第111期の期首から適用しており、第110期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社ニチビ	468	76.0	水溶性繊維、耐熱性繊維の製造・販売
トーアエイヨー株式会社	300	57.8	医療用医薬品の製造・販売
オグランジャパン株式会社	150	100.0	カジュアルインナーの製造・販売
日本機械工業株式会社	100	100.0	消防自動車の製造・販売
株式会社片倉キャロンサービス	65	100.0	ビル管理サービス

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社及び清算手続き中の片倉機器工業株式会社の計6社であります。
2. 日本機械工業株式会社は、2020年7月1日付の株式交換により当社の完全子会社となりました。また、2020年10月8日付で資本金を172百万円から100百万円へ減資しています。

(4) 対処すべき課題

当社は、2017年2月に2021年度を最終年度とする中期経営計画「カタクラ2021」を発表し、基本戦略である「成長事業への転換」に基づき、構造改革に取り組んでまいりました。特に不採算事業については計画策定時からの更なる事業環境の悪化により構造改革を1年延長し、2020年度での黒字化が見込めない事業の大幅な縮小または撤退を行いました。

この結果、当社グループは、計画策定時に想定していた事業ポートフォリオから大きく異なる状況となったため、2020年6月に中期経営計画「カタクラ2021」は取り下げをいたしました。大幅な固定費削減を実現させ、収益構造を改善することができました。

2020年年初からの新型コロナウイルス感染症拡大により、当社グループにおいても、ショッピングセンターの臨時休業や営業時間の短縮等の影響を受け、不動産事業を中心に減収傾向にあります。構造改革による収益力の改善により、業績は堅調な推移を見込んでおります。

当社グループは、今後、ポスト構造改革の取り組みとして、不動産事業等の成長分野へ経営資源を振り向けるとともに、安定した収益構造への転換を果たした事業については、より一層の採算性改善に努めてまいります。加えて、他社との事業提携やM&Aによる成長を検討するとともに、更なる資本効率の改善や、株主還元の適切な水準への引き上げを図ることで、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

また、社外取締役の増員による取締役会の実効性向上や、関係会社管理規程に基づくグループ全体のリスクマネジメント（コンプライアンス含む）を一層充実させることで、引き続きガバナンス体制の強化に努めてまいります。

さらに、持続的成長を担う人材確保のために、社内外からの積極的人材登用や研修等を通じた計画的育成を行ってまいります。また、連続休暇や時差出勤制度に加え、在宅勤務・サテライトオフィス活用によるリモートワークを一層推進し、従業員一人ひとりが安心して働き続けられ、最大限の能力を発揮できる職場環境を整えてまいります。

主要な事業の対処すべき課題は次のとおりです。

(不動産事業)

さいたま新都心における「まちづくり事業」を中核事業と位置付け、不動産事業および不動産周辺ビジネスの拡充に努めてまいります。

また、その他の社有地については、構造改革により新たに活用が可能となった不動産を含め、資産の効率的な活用を図り、収益拡大に努めてまいります。

なお、大規模投資については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外部環境の変化を見極めながら、最適な時機やプランを検討してまいります。

(医薬品事業)

製薬業界は、2021年4月から始まる薬価の毎年改定の影響を受けるなど、一層厳しい事業環境に置かれます。今後は、これまで取り組んでいるジェネリック医薬品のラインナップ拡充、アウトライセンスによる販売拡大、共同研究等のインライセンスによる効率的な創薬開発をさらに強化してまいります。これらに加え、販売・生産・研究にかかるコスト構造の更なる見直しにより、安定した収益基盤の確立に努めてまいります。

(機械関連事業)

消防自動車事業については、受注精度を高めるとともに、生産性向上に取り組み、引き続き採算性の改善を図ってまいります。

加えて新たな事業領域の拡大により更なる収益基盤の強化に努めてまいります。

(繊維事業)

実用衣料については、当社衣料品事業部門を大幅縮小のうえ一部事業を連結子会社へ譲渡し、さらに国内物流拠点を統合いたしました。今後は、統合によるコスト圧縮・販路拡大に加えて、介護商品など付加価値の高い商品拡充による収益力強化を進めてまいります。

機能性繊維については、新たな高機能素材の開発と耐熱性繊維の用途開発・販路拡大を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業区分	事業内容
不動産事業	ショッピングセンターの運営、不動産賃貸
医薬品事業	医療用医薬品の製造・販売
機械関連事業	消防自動車、自動車部品等の製造・販売、石油製品等の輸入販売
繊維事業	肌着、靴下、絹製品、カジュアルインナー、機能性繊維の製造・販売、ブランドライセンス業等
その他	ビル管理サービス、訪花昆虫の販売等

(注) 自動車部品等の製造・販売、石油製品等の輸入販売は、2020年11月25日付で事業撤退を決定し、2021年7月31日をもって撤退いたします。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年12月31日現在)**① 当社**

本社	東京都中央区明石町6番4号
ショッピングセンター	加須、熊谷、さいたま (以上埼玉県) 松江 (島根県)、いわき (福島県) 熊本 (熊本県)、宮之城 (鹿児島県) 白石 (宮城県)、沼津 (静岡県)
共同ビル	東京 (東京都)
機械電子工場	加須 (埼玉県)
片倉養蜂場	塩尻 (長野県)
植物とペット専門店	さいたま (埼玉県)

- (注) 1. 植物工場の「埼玉植物工場」は、2019年11月25日付で事業撤退を決定し、2020年2月をもって休止いたしました。
2. 2020年4月1日より、「生物科学研究所」は「片倉養蜂場」に名称変更いたしました。
3. 営業部 (衣料品) の「大阪営業所」は、2020年5月1日に当社連結子会社であるオグランジャパン株式会社への一部事業譲渡に伴い閉所いたしました。
4. 機械電子工場は、2021年9月の部門廃止に伴い休止いたします。
5. ショッピングセンターの「加須カタクラパーク」(加須)は、2021年1月をもって営業終了いたしました。

② 子会社

株式会社ニチビ

本 社 東京都中央区
工 場 静岡（静岡県）

トーアエイヨー株式会社

本 社 東京都中央区
研 究 所 東京（埼玉県）、福島（福島県）
製剤技術センター 福島（福島県）
合成技術センター 福島（福島県）
工 場 福島（福島県）、仙台（宮城県）
支 店 札幌（北海道）、仙台（宮城県）
東京第一（東京都）、東京第二（群馬県）、東京第三（埼玉県）
名古屋（愛知県）、大阪（大阪府）、京都（京都府）
広島（広島県）、高松（香川県）、福岡（福岡県）
営 業 所 盛岡（岩手県）、郡山（福島県）、立川（東京都）
横浜（神奈川県）、松本（長野県）、水戸（茨城県）
新潟（新潟県）、千葉（千葉県）、静岡（静岡県）
神戸（兵庫県）、堺（大阪府）、金沢（石川県）、岡山（岡山県）

オグランジャパン株式会社

本 社 東京都中央区
支 店 大阪（大阪府）、東京（東京都）
商品センター 観音寺（香川県）

日本機械工業株式会社

本 社 東京都八王子市
工 場 本社（東京都）、北海道（北海道）
営 業 所 本社営業部（東京都）、官庁・法人営業部（東京都）
札幌（北海道）、仙台（宮城県）、名古屋（愛知県）
大阪（大阪府）、福岡（福岡県）

株式会社片倉キャロンサービス

本 社 東京都中央区

(注) 1. 片倉機器工業株式会社は、清算手続き中のため除外しております。

2. 日本機械工業株式会社は、2020年8月25日付で本社所在地を「東京都中央区」から「東京都八王子市」へ変更いたしました。それに伴い営業所の「東京営業所」は、閉所いたしました。

(7) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期比増減
不動産事業	45 (2) 名	4名減 (2名増)
医薬品事業	504 (0)	5名減 (増減なし)
機械関連事業	219 (25)	24名減 (2名減)
繊維事業	183 (56)	24名減 (2名減)
その他	61 (739)	18名減 (5名減)
全社 (共通)	57 (5)	25名減 (1名減)
合計	1,069 (827)	100名減 (8名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
137 (27) 名	96名減 (14名減)	37.3歳	13.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,385百万円
一般財団法人民間都市開発推進機構	1,583
農林中央金庫	1,335
株式会社八十二銀行	1,002
明治安田生命保険相互会社	740

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 140,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,215,000株 (自己株式1,017,828株を含む)
- ③ 株主数 13,719名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	2,886	8.44
三井物産株式会社	2,200	6.43
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700069	2,043	5.97
損害保険ジャパン株式会社	1,715	5.01
株式会社みずほ銀行	1,690	4.94
農林中央金庫	1,690	4.94
大成建設株式会社	1,400	4.09
明治安田生命保険相互会社	999	2.92
東京建物株式会社	980	2.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	916	2.68

- (注) 1. 当社は、自己株式1,017,828株を取得しておりますが、上記大株主から除いております。なお、持株比率は自己株式(1,017,828株)を控除して計算しております。また、自己株式には、「株式給付信託(BBT)」に基づき株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式(88,700株)を含んでおりません。
2. 三井物産株式会社の持株数は、同社が退職給付信託の信託財産として拠出しているものであります(株主名簿上の名義は「株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口)」であります)。

⑤ その他株式に関する重要な情報

当社は、2020年3月27日開催の取締役会において、自己株式取得の決議を行い、2020年4月1日から2020年12月31日までの間、市場取引により、954,400株の自己株式を1,148,339,700円で取得いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐野公哉	
代表取締役社長	上甲亮祐	
常務取締役	古田良夫	機械関連事業部門担当、 日本機械工業株式会社 代表取締役社長
取締役	水澤健一	経営企画部長 繊維事業部門、管理部門(経営企画部、経理部、法務コンプライアンス室)担当
取締役	大室康一	学校法人芝浦工業大学 専務理事、 アークランドサカモト株式会社 社外取締役
取締役	中山昌生	
取締役	桑原道夫	国立大学法人東京外国語大学 監事、 東芝テック株式会社 社外取締役
常勤監査役	吉田伸広	
常勤監査役	五位洵洋	
監査役	前田勝生	
監査役	尾崎眞二	東部ネットワーク株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役大室康一、取締役中山昌生及び取締役桑原道夫の3氏は、社外取締役であります。

2. 監査役前田勝生及び監査役尾崎眞二の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役前田勝生氏は、明治安田生命保険相互会社において財務部門の業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役大室康一、取締役中山昌生、取締役桑原道夫、監査役前田勝生及び監査役尾崎眞二の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動について
 - (1) 常務取締役藤本正明及び取締役前山忠重の両氏は、2020年3月27日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 - (2) 監査役田中淳及び監査役五日市喬弘の両氏は、2020年3月27日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 - (3) 水澤健一及び桑原道夫の両氏は、2020年3月27日開催の第111回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - (4) 五位洸洋及び尾崎眞二の両氏は、2020年3月27日開催の第111回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
6. 2020年3月27日付で取締役の役職を次のとおり変更しております。

氏名	新役職	旧役職
佐野公哉	取締役会長	代表取締役会長

7. 当事業年度中の重要な兼職の異動について
 - (1) 取締役大室康一氏は、2020年2月19日付で学校法人芝浦工業大学の専務理事に就任いたしました。
 - (2) 監査役前田勝生氏は、2020年3月31日付で明治安田システム・テクノロジー株式会社の非常勤監査役を退任いたしました。
 - (3) 監査役尾崎眞二氏は、2020年3月31日付で損害保険ジャパン日本興亜株式会社（2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更）の顧問及びオートビジネスサービス株式会社の代表取締役社長、2020年6月26日付でT P R株式会社の社外監査役を退任いたしました。なお、同氏は2020年6月25日付で東部ネットワーク株式会社の社外監査役に就任いたしました。
8. 当社は、執行役員制度を導入しております。
執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
* 執行役員	水澤健一	経営企画部長
執行役員	柿本勝博	株式会社ニチビ常務取締役
執行役員	片倉義則	人事総務部長
執行役員	北橋昭彦	日本機械工業株式会社専務取締役

(注) *印の執行役員は、取締役に兼務しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任につき法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (4)	178百万円 (26)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (3)	44 (15)
合 計	15	222

- (注) 1. 上記には、2020年3月27日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち1名社外取締役）、監査役2名（うち1名社外監査役）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第111回定時株主総会において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。
3. 上記2. の報酬限度額のほか、2018年3月29日開催の第109回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」として、取締役（非業務執行取締役を除く。）に対し、150百万円（3事業年度ごと）を上限とした信託への拠出を決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2009年3月27日開催の第100回定時株主総会において年額50百万円以内と決議をいただいております。
5. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- (1) 当事業年度における役員賞与
取締役 3名 16百万円
- (2) 当事業年度における業績連動型株式報酬に係る費用計上額
取締役 5名 19百万円

④ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、「(3) 会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取 締 役 大 室 康 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に事業会社の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い見識と専門的な見地から適宜発言を行っております。
取 締 役 中 山 昌 生	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に金融機関での豊富な経験に基づく幅広い見識と専門的な見地から適宜発言を行っております。
取 締 役 桑 原 道 夫	2020年3月27日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回に出席いたしました。主に事業会社の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い見識と専門的な見地から適宜発言を行っております。
監 査 役 前 田 勝 生	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に金融機関の経営者としての豊富な経験に基づく専門的な見地から適宜発言を行っております。
監 査 役 尾 崎 眞 二	2020年3月27日就任以降に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。主に事業会社の経営者としての豊富な経験に基づく専門的な見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当事業年度に係る報酬等の額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための規範となる「カタクラグループ行動憲章」を制定し、企業倫理のさらなる向上と社内規程の周知・徹底を図ります。
- (2) 当社は、取締役の職務の執行の適法性を確保するための牽制機能として、社外取締役を選任します。
- (3) コンプライアンスの推進については、各部門及びグループ各社で実施するとともに、当社はコンプライアンス担当部門を設置し、担当役員を選任することにより、グループ全体の総合的なコンプライアンス体制の維持・向上を図ります。
また、「カタクラグループ行動憲章」をベースに、法令遵守に対する基本的な考え方を理解することを目的として「カタクラグループコンプライアンスマニュアル」を制定し、コンプライアンス遵守の徹底・向上を図ります。
- (4) 当社グループは、「企業倫理通報規程」に基づき、内部通報制度「グループホットライン」を運用し、不正・違反行為等の早期発見・是正を図ります。
- (5) 当社は、社長直轄の監査部門による内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保します。
- (6) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
- (7) 当社グループは、「カタクラグループ行動憲章」及び「カタクラグループコンプライアンスマニュアル」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを定めております。反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務部門を対応統括部署とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携をもちながら、組織全体として対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書・情報管理に係る社内規程等に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に記録・保存し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には常時閲覧できる体制とします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社及びグループ各社の事業活動に係る様々なリスクについて、各部門及びグループ各社で管理するとともに、「リスク管理規程」に従い、社長を委員長とする「リスク統括委員会」を設置し、総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。また、リスク統括委員会の報告内容は、当社取締役会に対し定期的に報告します。
- (2) 当社は、当社及びグループ各社のリスク情報を定期的に収集するとともに、緊急性が高い発生リスクについては、速やかに役員及び関係部署に共有し、事案が終結するまでリスクをコントロールする体制とします。さらに、当社グループの経営に大きな影響を与える可能性がある事業等のリスクについては、担当部署が継続的にモニタリングし、リスク統括委員会及び取締役会に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ各社は、別途定める社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備します。
- (2) 当社及びグループ各社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督を行います。
- (3) 当社は、職務の執行に関する事項のうち重要なものについては、必要に応じて随時開催している経営会議において検討します。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ各社の重要事項について当社取締役会の承認や当社への報告を要する事項を関係会社管理規程等に定め、グループ各社に適用することで業務の適正を確保します。

(2) 当社は、グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するため、当社の監査部門によりグループ各社の内部監査を実施します。

内部監査での指摘事項及びその改善については、グループ各社の取締役会に報告の上、当社に提出します。

(3) 当社は、当社の役員等がグループ各社の取締役等を兼任することで、ガバナンスの向上を図ります。

(4) 当社は、当社取締役及び監査役並びにグループ各社の社長で構成される会議を定期的開催し、グループ各社との連携を図ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役から使用人を置くことの要求があった場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役補助者についての任命、解任、異動、賃金改定等は監査役の同意を得て決定し、取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて会計監査人又は取締役もしくはその他の者から報告を受けることができます。

(2) 取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況について報告を行います。

(3) グループ各社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項については速やかに報告するとともに、当社のグループ担当部門にも報告するものとします。

(4) 当社のグループ担当部門は、上記の報告（当社の監査役の求めに対して行われた報告を除きます。）を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告するものとします。

9. 上記8. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保します。

(2) 監査役は、監査役に報告をした者の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができるものとします。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、業務の執行状況を把握するために、経営会議やリスク統括委員会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。また、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換のための会議を開催します。

12. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

コンプライアンス体制強化のため、2018年10月に社長直轄の法務・コンプライアンス室を設置し、併せてコンプライアンス部会の設置、担当役員の選任、コンプライアンス管理規程の制定、各部門及びグループ各社にコンプライアンス管理者を配置しました。

また、当事業年度は、法務・コンプライアンス室で当社業務執行取締役、常勤監査役及び当社社員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めました。さらに、当社の各部門及びグループ各社の従業員を対象にコンプライアンス意識調査を行って各職場の課題をフィードバックし、課題解決に努めました。

(2) 内部通報制度

当社は、2009年から外部の事業者へ窓口業務を委託して、当社グループの全従業員を対象とした内部通報制度「グループホットライン」を運用し、不正・違反行為等の早期発見・是正を図りました。

当社は、内部通報制度をコンプライアンス上の問題点を早期に把握するための重要な制度と位置付けており、より一層の周知を図り、運用に努めました。

(3) 取締役の職務執行

当社は、当事業年度に定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回、経営会議を22回開催いたしました。

2020年12月に経営会議規則を改定し、経営会議に意思決定を伴わない審議機能を追加したことや、グループウェアによる開催を可能にするなど、経営会議運営を一部見直しました。

また、社外取締役も含めた当社グループ経営幹部で構成されるグループ戦略会議を当事業年度に2回開催し、グループ全体の経営方針や内部統制の周知・徹底を促しました。

(4) リスクマネジメント

当社グループ全体のリスクマネジメントを目的として、リスク統括委員会を当事業年度に4回開催いたしました。リスク統括委員会では、コンプライアンス、品質管理、事故、災害、労務管理等に係るリスク報告及び再発防止策について指示・徹底いたしました。

また、2019年7月から当社の経営に大きな影響を与える可能性があるリスクについては、担当部署が継続的にモニタリングを実施し、リスク統括委員会及び取締役会に報告する体制を整備しました。

(5) 内部監査

内部監査の実効性を高めるため、2019年3月に監査部門の体制強化を図り、当社監査部の権限と役割、子会社の責任等を契約・諸規程等で明確化いたしました。監査部門は当社及びグループ各社に対する監査を当事業年度に8回実施いたしました。各監査結果については都度、取締役会に報告し、見出された問題点の是正・改善に努めました。

(6) 監査役の職務執行

監査役は、業務の執行状況を監査するため、取締役会、経営会議、リスク統括委員会等の重要な会議に出席いたしました。

また、当事業年度に監査役と監査法人による定例を含めたミーティングを6回、監査役と監査部門とのミーティングを11回実施いたしました。

(7) 金融商品取引法上の内部統制

内部統制業務推進委員会は当社の各部門及びグループ各社とのミーティングを当事業年度に9回実施し、内部統制に対する意識の向上と管理体制の強化について浸透を図りました。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	53,822	流 動 負 債	19,688
現金及び預金	31,522	支払手形及び買掛金	5,180
受取手形及び売掛金	7,682	短期借入金	3,041
リース投資資産	4,966	1年内返済予定の長期借入金	1,525
商品及び製品	2,970	未払金	2,875
仕掛品	2,702	未払法人税等	851
原材料及び貯蔵品	2,426	賞与引当金	295
その他	1,565	役員賞与引当金	7
貸倒引当金	△12	預り金	2,535
固 定 資 産	80,561	その他	3,375
有形固定資産	46,143	固 定 負 債	32,852
建物及び構築物	27,531	長期借入金	8,147
機械装置及び運搬具	886	長期未払金	1,464
土地	16,416	繰延税金負債	8,622
建設仮勘定	460	土壤汚染処理損失引当金	39
その他	848	役員株式給付引当金	51
無形固定資産	381	退職給付に係る負債	2,588
投資その他の資産	34,036	長期預り敷金保証金	8,747
投資有価証券	31,166	長期前受収益	1,251
長期貸付金	0	資産除去債務	1,513
退職給付に係る資産	2,139	その他	425
繰延税金資産	69	負 債 合 計	52,541
その他	678	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△18	株 主 資 本	43,437
資 産 合 計	134,384	資本金	1,817
		資本剰余金	282
		利益剰余金	42,689
		自己株式	△1,352
		その他の包括利益累計額	14,086
		その他有価証券評価差額金	14,264
		繰延ヘッジ損益	△11
		退職給付に係る調整累計額	△166
		非支配株主持分	24,319
		純 資 産 合 計	81,843
		負 債 純 資 産 合 計	134,384

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		39,639
売上原価		24,391
売上総利益		15,247
販売費及び一般管理費		11,651
営業利益		3,595
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	889	
その他	420	1,312
営業外費用		
支払利息	106	
シンジケートローン手数料	3	
その他	254	363
経常利益		4,544
特別利益		
固定資産売却益	645	
投資有価証券売却益	1,106	1,752
特別損失		
減損損失	256	
事業撤退損失	249	
割増退職金	993	
新型コロナウイルス感染症による損失	280	
投資有価証券売却損	48	1,827
税金等調整前当期純利益		4,469
法人税、住民税及び事業税	1,214	
法人税等調整額	△98	1,116
当期純利益		3,353
非支配株主に帰属する当期純利益		481
親会社株主に帰属する当期純利益		2,871

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年1月1日残高	1,817	332	40,310	△210	42,249
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△492		△492
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,871		2,871
自己株式の取得				△1,148	△1,148
株式給付信託による 自己株式の処分				6	6
連結子会社に対する 持分変動に伴う 資本剰余金の増減		△50			△50
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△50	2,379	△1,141	1,187
2020年12月31日残高	1,817	282	42,689	△1,352	43,437

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2020年1月1日残高	17,289	7	398	17,696	24,655	84,601
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△492
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,871
自己株式の取得						△1,148
株式給付信託による 自己株式の処分						6
連結子会社に対する 持分変動に伴う 資本剰余金の増減						△50
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△3,025	△19	△564	△3,609	△336	△3,945
連結会計年度中の変動額合計	△3,025	△19	△564	△3,609	△336	△2,758
2020年12月31日残高	14,264	△11	△166	14,086	24,319	81,843

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,104	流動負債	16,911
現金及び預金	4,953	電子記録債	162
受取手形	1,468	買掛金	127
売掛金	714	短期借入金	9,341
リース投資資産	4,966	1年内返済予定の長期借入金	1,525
商品及び製品	185	未払入金	1,617
仕掛品	17	未払費用	242
原材料及び貯蔵品	233	未払法人税等	497
前払費用	95	預り金	2,306
短期貸付金	3,856	前受	579
その他の金	1,255	賞与引当金	27
貸倒引当金	△643	その他の負債	484
固定資産	48,979	固定負債	25,330
有形固定資産	31,235	長期借入金	8,147
建物	21,305	長期未払金	1,420
構築物	791	繰延税金負債	4,443
機械及び装置	19	土壌汚染処理損失引当金	39
車両運搬具	0	役員株式給付引当金	51
工具、器具及び備品	116	長期預り敷金保証金	8,678
土地	8,884	長期資産除却負債	1,251
リース資産	63	その他の負債	1,186
建設仮勘定	52		110
無形固定資産	121	負債合計	42,241
ソフトウェア	18	純資産の部	
リース資産	55	株主資本	16,318
その他の	47	資本	1,817
投資その他の資産	17,622	資本剰余金	332
投資有価証券	13,666	資本準備金	332
関係会社株式	1,536	利益剰余金	15,520
長期貸付金	115	利益準備金	437
前払年金費用	2,163	その他利益剰余金	15,083
その他の	252	固定資産圧縮積立金	2,960
貸倒引当金	△111	特別償却準備金	93
資産合計	66,083	別途積立金	6,800
		繰越利益剰余金	5,229
		自己株式	△1,352
		評価・換算差額等	7,522
		その他有価証券評価差額金	7,534
		繰延ヘッジ損益	△11
		純資産合計	23,841
		負債純資産合計	66,083

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		12,418
売上原価		7,178
売上総利益		5,239
販売費及び一般管理費		2,786
営業利益		2,453
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	597	
貸倒引当金戻入益	439	
その他	160	1,209
営業外費用		
支払利息	112	
その他	177	289
経常利益		3,373
特別利益		
固定資産売却益	395	
投資有価証券売却益	1,096	1,492
特別損失		
減損損失	242	
事業撤退損失	249	
割増退職金	993	
新型コロナウイルス感染症による損失	280	
投資有価証券売却損	45	1,810
税引前当期純利益		3,055
法人税、住民税及び事業税	551	
法人税等調整額	149	700
当期純利益		2,354

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				線 越 利 益 剰 余 金	
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	-		
2020年1月1日残高	1,817	332	437	2,970	140	6,800	3,310	13,658	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△492	△492	
当期純利益							2,354	2,354	
固定資産圧縮積立金の取崩				△9			9	-	
特別償却準備金の取崩					△46		46	-	
自己株式の取得								-	
株式給付信託による 自己株式の処分								-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△9	△46	-	1,918	1,862	
2020年12月31日残高	1,817	332	437	2,960	93	6,800	5,229	15,520	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券 評価差額 金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2020年1月1日残高	△210	15,598	9,492	7	9,500	25,098
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△492				△492
当期純利益		2,354				2,354
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
特別償却準備金の取崩		－				－
自己株式の取得	△1,148	△1,148				△1,148
株式給付信託による 自己株式の処分	6	6				6
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		－	△1,958	△19	△1,977	△1,977
事業年度中の変動額合計	△1,141	720	△1,958	△19	△1,977	△1,256
2020年12月31日残高	△1,352	16,318	7,534	△11	7,522	23,841

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

片倉工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 長 島 拓 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 箕 輪 恵美子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、片倉工業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、片倉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

片倉工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 長 島 拓 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 箕 輪 恵美子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、片倉工業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年 2月18日

片倉工業株式会社 監査役会

常勤監査役 吉田伸広 ㊟

常勤監査役 五位淵洋 ㊟

社外監査役 前田勝生 ㊟

社外監査役 尾崎眞二 ㊟

以上

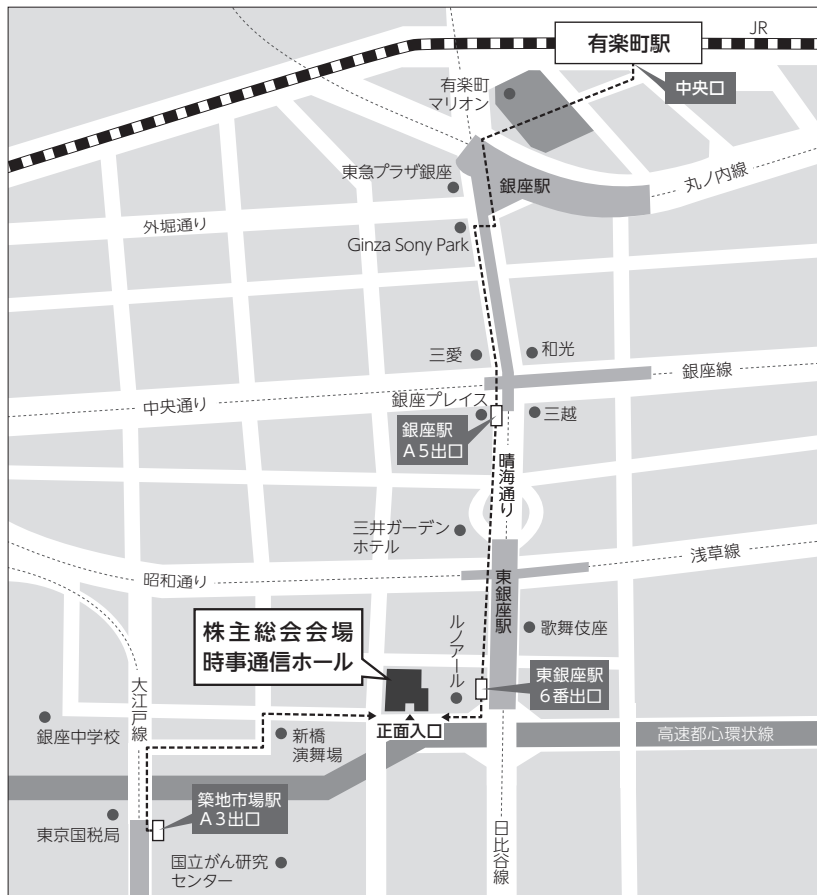
株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区銀座五丁目15番8号

時事通信ホール（時事通信ビル2階）

電話 03-3546-6606



交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線
東銀座駅6番出口 徒歩1分
- 都営地下鉄大江戸線
築地市場駅A3出口 徒歩6分
- 東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線
銀座駅A5出口 徒歩7分
- JR山手線・京浜東北線
有楽町駅中央口 徒歩13分

(注) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、株主様の安全を第一に考え、当日の出席に代えて、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

例年どおり株主総会での株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

